

学校生活のルール

(1) 登校／下校

8:25 のチャイムまでに「教室に入り、清掃の服装で着席できること」を目指す。

- ① 8:25 のチャイムで着席ができていない場合は「遅刻」とする。

※5 分前行動を心掛ける。

- ② 特例として許可されている場合、自転車での登下校を可とする。

- ③ 登校・下校途中の寄り道、買い食いはしない。

- ④ 下校時刻は次のように定める。

・3 月～9 月（運動部は新人体育大会終了時まで） 18:00

・10 月（運動部は新人体育大会終了時から）～2 月 17:00

※顧問が活動場所についている場合、上記の下校時刻より 30 分延長して活動できる。

※複数での下校や防犯ブザーの携帯を心掛ける。

※不審者に遭遇した時

ア) すぐにその場を離れ、付近の大人や民家に助けを求める。

イ) 110 番通報をする。

ウ) 学校、家庭に報告をする。

- ⑤ 交通ルールを守り、安全に十分注意して下校する。道路に広がって歩かないなど、マナーにも十分に気を配り、一般の歩行者、自転車、自動車に迷惑をかけないように気をつける。

- ⑥ 放課後並びに休日に、学校に用事があって来る場合も登下校のルールに則り、「私服」は不可とし「標準服」「徒歩」を原則とする。

- ⑦ 課業日の登下校は基本的に標準服とする。ただし、部活動がある日は、部活動の服装での下校を認める。（朝練がある場合は登校も認める。）

(2) 服装／頭髪／持ち物 など

授業に適した服装・頭髪で、学校生活を送る。

- ① 授業は時期に応じた標準服で受ける。（実技教科は教科担当の指示に従う）

※標準服等の着こなしについては「大原中学校 標準服着用規定」を厳守すること

- ② Y シャツはズボン、スカートに入れること。スカート丈は膝が隠れ、膝立ちした時に裾が床につく程度。上着の袖まくりはしない。

- ③ 生徒は、本校指定の標準服を着用する。

※ベルトは黒の革製または合皮のものとする。

ワイシャツの下は体育着、又は白の無地のシャツ（ワンポイント可）を着用すること

- ④ 夏服として本校指定のポロシャツの着用を認める。

- ⑤ 上履きは学年カラーのついた、本校指定のものとする。下履きは運動に適したものとする。ハイカットおよびデッキシューズは使用しない。踵をつぶして履いてはいけない。
- ⑥ 靴下の丈は問わない。色は単色。(ワンポイント可、ライン・蛍光色・柄ものは不可)ただし、儀式のときは白・黒・紺とする。
- ⑦ 防寒着について
- コート：華美でないコート(スクールコート・Pコート・ダッフルコート等)を登下校時に着用しても構わない。また、部活動等で購入したウインドブレーカー等をコート代わりにとして着用可。
- マフラー、耳当て：華美でないものを登下校時に着用可。授業中や職員室に入るときは外す。又、スヌードの着用は不可。
- セーター：標準服の下に白・黒を基調とするセーターを着用可。
- ニット帽：原則不可。
- 手袋：華美でないものを登下校時に着用可。
- インナー：(ヒートテック等の)着用可。色は問わない。ワンポイントまで可。
- タイツ：色は黒・ベージュ(単色でライン等は不可)。タイツ(つま先まで)、レギンス(足首まで)のどちらでも可。期間については冬服時(4月～5月、11月～3月)。儀式・清掃のときも可。
- ⑧ 体育着やジャージで受ける授業に挟まれている午前中の授業(1時間目のみ)は、そのまま体育着やジャージで授業を受けることができる。朝清掃後の1時間目も同様の扱いとする。
- ⑨ 夏季、冬季の衣替えの時期は6月1日、11月1日を原則とする。ただし、天候の状況に応じてその前1か月間は各自で判断し調節する。
- ⑩ 校章、名札、学生服のボタンは学校指定のものとする。
- ⑪ 髪形は学習の妨げにならず、安全面を考慮した髪型とする。
- ・パーマはかけないこと。
 - ・染色および脱色をしたりしないこと。
 - ・整髪料は使用しないこと。
 - ・髪が肩にかかる場合はゴムで結わくようにすること。
 - ・使用するゴムやピンは黒、紺、茶系とすること。
 - ・大きめのヘアピンは使用しないこと。
 - ・ツープロックは可とする。
- ⑫ ピアス等のアクセサリ類は身につけない。また、化粧品は使用しないこと。
- ⑬ カバンは自由とする。ただし、リュック型に限る。
- ⑭ 学習の妨げとなるものが考えられるものは学校へ持ち込まない。
- ※携帯電話(スマホ)、カメラ、時計、菓子類、マンガ、雑誌、おもちゃ、ゲーム類等はさみは可とするがカッター等の刃物は不可とし、危険物は持ち込まないこと。

(3) 給食

「いただきます」は 13:00(朝なし日課は 12:45)までを目指す。

- ① 12:55(12:40)には着席し、13:25(13:10)までは教室から出ないこと。ただし、ワゴンを返却するために、担当が時間前に廊下へ出ることは可とする。
- ② 給食当番はエプロン、マスク、三角巾を身につけること。
- ③ 給食委員の指示に従って行動すること。
※給食で出たものを持ち帰らないこと。

(4) 清掃

- ① 清掃時間は原則 10 分間とする。
- ② 清掃は体育着もしくはジャージで行うこと。ワイシャツおよびベストの着用は認める。
- ③ 外のゴミ捨て場へは、体育館脇のブルーのマット上を通ること。
- ④ 整美委員の指示に従って行動すること。

(5) 休み時間／昼休み

- ① 特別教室での授業等やむを得ない場合を除き、他の学年のフロアには原則として出入りしない。また、他教室への出入りは原則認めない。やむを得ない場合は担任の許可を得ること。
- ② 小屋上は原則使用禁止。使用する際は教員立会いの下、十分安全に配慮すること。
- ③ 昼休みに体育館、武道場は開放しない。
- ④ 昼休みにボールを使用して遊ぶ際はグラウンドで行うこと。(ボールは教室で保管されているものを体育委員の許可を得て使用すること)ただし、テニスコートではテニス以外の競技のボールは使用しないこと。
- ⑤ 暑さが予想される日の昼休みは「熱中症警戒アラート」の表示を確認し、外遊びをしましょう。

(6) その他

- ① 学校内からの外出は許可がない限り認めない。
- ② 校内の設備は大切に扱うこと。
- ③ 廊下に設置してあるロッカーは、原則として教室に保管するのが困難な際、補助的に利用すること。放課後は持ち帰るなどし、置いたままにしないようにすること。
- ④ 欠席の場合は、原則は欠席フォームを利用して連絡をすること。
- ⑤ 水筒の持ち込みは通年可とし、中身は、水、スポーツドリンク、茶類とする。
パック、カン、ビンの持ち込みは不可とする。
- ⑥ ペットボトルについては 5～10 月の期間、詰め替え用限定で持ち込みを可とする

- ⑦ 弁当は特別な指示がない限り自分の教室でとること。
- ⑧ 制汗スプレーの使用は不可。制汗剤については無香料のシートタイプのみ可とする。
- ⑨ 部活動引退後は、原則活動禁止。受験等に関し活動をする必要性が生じた場合は、必要な手続きを行い、顧問の指導下で活動に参加すること。また、進路が決定したものについては顧問と確認を取り、了承を得られれば、参加することができる。
- ⑩ 熱中症対策用品は、電動ではないものに限り持参を認める。
- ⑪ 自転車を使用する際は必ずヘルメットを着用すること。

◎この規定にない細かい点については、教員に確認しながら中学生としての良識で判断し、行動できるようにすること。

大原中学校部活動に係る活動方針

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であり、大原中学校の学校教育目標「はつらつとした学校、地域に輝く学校」を育成する大変意義ある教育活動の一つである。

大原中学校部活動に係る方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指します。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。
--

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っています。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針及び上記アの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全

に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動の適切な休養日の設定について

（１）休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日及び年末年始（1 月 29 日から 1 月 3 日まで）は、休養期間とする。

ウ 1 日の活動時間は平日 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（２）部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、（１）の休養日数と同数以上になるように設定する。

（３）休養日の設定に当たっては、保護者の要望なども取り入れながら設定する。

また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

5 部活動 活動計画

（１）部活動の数

次の部活動を設置する

ア 文化部（５）

・美術部 ・演劇部 ・吹奏楽部 ・技術部

イ 運動部（１４）

・野球部 ・陸上競技部 ・男子バレーボール部 ・女子バレーボール部
・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部 ・男子ソフトテニス部
・女子ソフトテニス部 ・ソフトボール部 ・男子卓球部 ・女子卓球部
・サッカー部 ・剣道部 ・柔道部

（２）活動日時

ア 平日

・活動曜日 月・火・水・木・金（いずれか 1 日以上を休養日に設定）

・活動時間

(ア) 放課後

- ・ 3月から新人戦終了まで → 完全下校 18時00分（延長18時30分まで）
- ・ 新人戦終了後から2月末まで → 完全下校 17時00分（延長17時30分まで）

※顧問が活動場所で指導できる場合のみ、30分延長することができる。

(イ) 朝練習

顧問が活動場所で指導できる場合のみ、7時30分から実施することができる。

イ 休日

- ・ 土曜日、日曜日については、いずれか1日以上を休養日に設定する。

ウ 長期休業中

- ・ 学期中の休養日の設定に準じ、学校閉庁日（8月13日～16日、11月14日、12月27日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休養期間とする。

エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、4（1）の休養日数と同数以上になるように設定する。